

## 【大竹市議会】新型コロナウイルス感染症への対応について

議員・職員以外の感染者が出た場合(大竹市内)	議員・職員に感染者が出た場合
	<p>●感染者は治癒するまで登庁不可。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">感染の議員が多数(※)の場合、会議の日程変更(延期)または中止等の対策を講じる。 (※多数とは…本会議:8名超 常任委員会:4名超)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>事務局職員に感染者または濃厚接触者が出た場合、総務課を通じ、他部署に所属する事務局経験者に応援を要請し、議会運営のため必要な人員を確保する。</p> </div>
<p>●感染者との接触が明らかな場合</p> <p>該当者は…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事務局に連絡し、登庁しない。</li> <li>②感染者と接触後の行動履歴をまとめる。 ⇒ いつ、どこで、誰に会ったかを、可能な限り別紙「行動履歴」に記載する。自身にも症状があれば、いつから発症しているか記載する。</li> <li>③行動履歴をもとに保健所に相談する。 ⇒ 濃厚接触者と認められれば、所定の検査を受ける。濃厚接触者と認められなかった場合も、何らかの症状が見られれば登庁しない。</li> <li>④検査の結果、陽性なら治癒するまで登庁不可。 ⇒ 陰性の場合も、所定の期間は自宅待機となるため、待機期間を事務局に報告する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>該当の議員が多数(※)の場合、会議の日程変更(延期)または中止等の対策を講じる。 (※多数とは…本会議:8名超 常任委員会:4名超)</p> </div> <p>非該当者は… 下記「1. 議員・事務局職員の留意事項」の徹底を継続する。</p>	
<p>○感染者との接触がない場合</p> <p>1. 議員・事務局職員の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①登庁前に検温を実施する。 ⇒ 平熱より明らかに高い場合は登庁しない。また、咳や倦怠感などの症状があれば登庁せず、保健所に相談する。</li> <li>②登庁後はマスクを常時着用する。</li> <li>③入室前に石鹸を使って手を洗う。</li> <li>④登庁時、事務局にて体温を報告する。⇒ 報告を受け事務局で記録する。</li> </ul> <p>2. 環境面での留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①議場、委員会室とも、できるだけ席の間隔をあける。 ⇒ やむを得ず近距離で隣接する場合、席の間に衝立等を設置する。 席間隔確保のため、執行部の出席者は原則として、議場では部長級以上、委員会室は課長級以上とする。</li> <li>②議場は、できるだけ排煙窓を開放して会議を行う。</li> <li>③委員会室は、できるだけ窓を開放して会議を行う。</li> <li>④執務室や控室、応接室等は、定期的に換気を行う。</li> <li>⑤議場、委員会室の使用後、机やドアノブなど、可触部分の消毒を行う。</li> </ul> <p>3. 会議日程等の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①必要に応じて会議の短縮、日程変更を検討する。 ⇒ 本会議での発言については事前通告を徹底し、通告のない質疑や討論は受け付けない。</li> <li>②接触機会を低減するよう、ヒアリング等に配慮する。 ⇒ 議案の事前説明は、できるだけ書面配布のみとし、口頭説明の必要があれば第1委員会室で行う。 一般質問ヒアリングは、1人60分以内と時間を定めて、第1委員会室で行う。(いずれもマイク使用) 可能な場合は Skype などを活用し、オンラインでの説明、協議を行う。</li> <li>③傍聴者に自粛を求める。 ⇒ どうしても傍聴する場合は、手洗いとマスク着用、検温を義務付け、発熱等がある場合は傍聴を断る。</li> </ul>	

大竹市内での感染者発生の有無に関わらず、当面(緊急事態宣言解除後も)  
上記1～3の留意事項を徹底する。